

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第 1 2 号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成１５年川崎市人事委員会規則第
１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

	広域道路整備室長	
--	----------	--

」

を

「

	広域道路整備室長	
	グリーンコミュニティ推進室長	

」

に、

「

	部長（事業推進部長を除く。）	
	戦略拠点推進室長	

」

を

「

	部長（事業推進部長を除く。）	
--	----------------	--

」

に改める。

別表第２中

「

	学部長
--	-----

」

を

「

	学部長
	研究科長

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。